

長久手市ボランティア活動証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市（以下「市」という。）及び市民団体における事業、イベント等のボランティア活動に対して、ボランティア活動従事者から申請があった場合、「長久手市ボランティア活動証明書（様式第1号、以下『証明書』という。）」を交付する。

(定義)

第2条 ボランティア活動とは、「自発的な意志に基づき、見返りを求めずに、他人や社会に貢献する活動」をいう。

2 市民団体とは、「市内において、地域のつながりを基にまちづくりを行う団体」又は「市内において、特定の分野に対する市民の関心又は問題意識を基にまちづくりを行う団体」をいう。

(証明できる活動)

第3条 市が証明できる活動は、次のとおりである。

- (1) 市主催事業のボランティア活動
- (2) 市民団体主催イベントのボランティア活動

(市民団体主催イベントのボランティア活動証明)

第4条 市民団体主催イベントのボランティア活動を証明する場合、市民団体は次のいずれかに登録しておく必要がある。

- (1) 長久手市市民活動災害補償制度取扱要綱における団体登録
- (2) 長久手市まちづくりセンター利用規約における利用登録
- (3) 地域共生ステーション利用規約における利用登録

(申請期限)

第5条 申請できる日は、直近のボランティア活動から1年以内とする。

(申請の手続き)

第6条 申請者は、「長久手市ボランティア活動証明申請書（様式第2号）」により、市に申請する。

2 申請内容に不備がない場合、市は「証明書」を交付する。

(交付費用)

第7条 交付手数料は、無料とする。

(証明書の交付枚数)

第8条 一つの申請で交付できる証明書は、5枚までとする。

(再交付)

第9条 証明書の再交付はしない。

2 再交付が必要な場合、改めて第6条第1項で定める手続きを行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。